

# さいたま市立中尾小学校PTA会則

## 第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は任意加入の非営利団体であり、さいたま市立中尾小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(目 的)

第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して家庭・学校・社会における児童の健全な成長を図り、会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

(方 針)

第 3 条 この会は次の基本方針のもとに活動する。

- (1) 宗教や政党に偏ることなく、また、営利を目的とする活動はしない。
- (2) 会員はこの会の名を本来の目的以外の活動に利用してはならない。
- (3) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

(活 動)

第 4 条 この会はこの会の目的と方針に従って次の活動をする。

- (1) 学校の諸行事に対する協力。
- (2) 教育環境・教育施設・設備の充実・整備の協力。
- (3) 家庭教育の振興と児童の校外生活の育成と指導。
- (4) 会員の教養を高め、親睦を深めるための諸会合の開催。
- (5) 同一目的を持った他の団体及び機関との連絡・協力。
- (6) 児童・会員の慶弔。
- (7) その他この会の目的達成に必要な事項。

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 この会の会員は次の通りとする。

- (1) この会の主旨に賛同する本校児童の保護者ならびに本校に勤務する教職員とする。
- (2) 会員はすべて平等の権利と義務を持つ。
- (3) 会員は会費を納めるものとする。

### 第 3 章 役 員

(役 員)

第 6 条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 副会長 若干名 但し、3名以上とする。  
会計 若干名 書記 若干名 事務局 若干名 但し、2名以上とする。  
幹事 若干名
- (2) 副会長のうち1名は教職員をもって当てる。

(顧 問)

- (1) この会に顧問を若干名置くことができる。
- (2) 顧問は総会において承認を得てPTA会長が委嘱する。
- (3) 顧問は会長の依頼がある会議に出席できる。また重要な諮問に応じる。
- (4) 顧問の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

(役員を選出)

第 7 条 役員を選出は選考委員会で選考・指名を行い、総会において決定する。

(役員任期)

第 8 条

- (1) 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた場合は補選し、その任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員兼任は認めない。

(役員任務)

第 9 条 役員任務は次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表して会務を司る。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は総会で決定された予算及び事業計画に基づいた会計事務を処理する。
- (4) 書記は総会・全体委員会・運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。また必要に応じて全会員の会務の報告を行う。
- (5) 事務局はこの会の運営に必要な業務に当たる。
- (6) 幹事はこの会の運営に必要な業務に当たる。

## 第 4 章 委 員

### (委 員)

第 10 条 この会に委員をおく。

### (委員の選出)

- 第 11 条 (1) 委員は学年を単位として若干名ずつ選出する。  
(2) 学年より選出された委員は各専門委員会に属する。  
(3) 各学級に 1 名ずつ欠員補助を選出する。  
(4) 各専門委員会の委員長に欠員が生じた場合に副委員長が委員長に就任する。

### (委員の任期)

- 第 12 条 (1) 委員の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。  
(2) 欠員補助の任期も同上とする。但し任期の途中で交代した場合は業務の期間・内容を考慮して、主に P T A 本部のサポート等の活動も行い、任期を全うした事とする。

### (委員の任務)

- 第 13 条 (1) 委員はこの会の委員会に所属し、会務の運営に当たる。  
(2) 欠員補助は委員に欠員が生じた場合、またはやむを得ない事情により会務を遂行しがたい委員の代わりに業務を行う。その場合は専門委員会委員長の申し出により、P T A 会長が認めた場合に限る。  
(3) 欠員補助は役員の欠員がない場合、ふれあいフェスティバル等の P T A 行事のサポートを行う。その場合委員の任務・任期には該当しない。

## 第 5 章 監 事

### (監 事)

第 14 条 この会に監事 3 名をおく。

### (監事の選出)

- 第 15 条 (1) 監事は指名を行い総会において決定する。  
(2) 監事は役員または委員が兼任しない。

### (監事の任期)

- 第 16 条 (1) 監事の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。  
(2) 役員に欠員が生じた場合は補選し、その任期は前任者の残任期間とする。

(監事の任務)

第 17 条 監事は P T A 運営費・学校教育振興費の会計を監査し、その結果を総  
会に報告する。

## 第 6 章 運 営

(各種委員会)

第 18 条 この会を運営するために次の委員会を設ける。

専門委員会 特別委員会

(各種委員会の分掌)

第 19 条 各種委員会の分掌は次の通りとする。

(1) 専門委員会

- |         |   |
|---------|---|
| 学年委員会   | ・各学年内に関する事項<br>・ベルマーク、テトラパック、インクカートリッジ<br>回収の統括<br>・ P T A 諸行事の運営協力                   |
| 学習文化委員会 | ・会員の研修・親睦を図る事項<br>・各種講習会、人権セミナー<br>・ P T A 諸行事の運営協力                                   |
| 教育環境委員会 | ・児童の校外補導に関する事項<br>・児童の交通安全に関する事項<br>・ P T A 諸行事の運営協力                                  |
| 保健体育委員会 | ・会員・児童の保健及び栄養に関する事項<br>・学校給食及び学校保健に関する事項<br>・会員の体育・レクリエーションに関する事項<br>・ P T A 諸行事の運営協力 |
| 広報委員会   | ・機関紙の発行とその他の広報活動<br>・ P T A 諸行事の運営協力  |
| 役員選考委員会 | ・役員選出に関する事項<br>・ P T A 諸行事の運営協力   |

(2) 特別委員会 全体的事業の遂行に関する事業

## 第 7 章 会 議

(会 議)

第 20 条 この会の会議は次の通りとする。

総会・全体委員会・運営委員会・専門委員会・特別委員会

(招 集)

第 21 条 会議は会長が招集し、議決は出席者の過半数をもって成立する。  
ただし各種委員会は会長の承認を得て委員長が招集する。

(総 会)

第 22 条 (1) 総会はこの会の最高の議決機関で、定期総会と臨時総会に分けられる。  
(2) 定期総会は毎年 1 回年度の初めに開き、決算・予算・事業計画・会則の改廃等を審議決定し、諸報告を承認する。  
(3) 臨時総会は全体委員会が必要と認めた時、または会員の 3 分の 1 以上から要請があった時に、会長が招集する。  
(4) 総会は委任状を含め会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。  
(5) 開会運営は運営委員会が担当し、進行する。

(全体委員会)

第 23 条 (1) 全体委員会は役員及び全委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関で開催し、この会の運営に関する事項を審議する。  
(2) 全体委員会は構成員の 3 分の 1 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(運営委員会)

第 24 条 (1) 運営委員会は役員ならびに専門委員会の正・副をもって構成し会長が随時招集する。但し、代理出席を認める。  
(2) 緊急を要する決議に限り、運営委員会にて審議、決定し、全体委員会及び総会において報告をする。

(専門委員会)

第 25 条 専門委員会は随時開催し、委員会の事業計画ならびに運営について協議する。

(特別委員会)

第 26 条 (1) 特別委員会は全体委員会において必要と認められた時設置される。  
(2) 委員の選出は役員と委員の互選による。  
(3) 特別委員会はその目的が遂行された時解散する。

(議 長)

第 27 条 会議の議長は次の通りとする。

- (1) 総会及び全体委員会の議長は、その会議において出席者(構成員)の中から選任する。
- (2) 運営委員会の議長は会長とする。
- (3) 各種委員会の議長は委員長とする。

(学校長)

第 28 条 学校長は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第 8 章 会 計

(会 計)

- 第 29 条
- (1) この会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。
  - (2) この会の会費は運営費と学校教育振興費にする。
  - (3) この会の運営費は一会員月額250円とする。また、学校教育振興費は児童一人当たり月額100円とする。
  - (4) この会の会計は総会において決定された予算に基づいて行われる。
  - (5) この会の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
  - (6) この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。
  - (7) 会計書類及び帳票の保管は6年とする。

## 第 9 章 付 則

(個人情報取扱について)

PTAにおける個人情報の取扱については、別紙の「さいたま市立中尾小PTA個人情報取扱規則」を参考にし、法令を遵守する活動に務める。

(帳簿閲覧)

第 30 条 この会の関係書類一切を備え、会員はいつでも閲覧ができる。

(改 正)

第 31 条 この会の会則は総会において、出席者の3分の2以上(委任状を含む)の賛成がなければ改正することができない。

(会則の施行)

- 第 32 条 この会則は昭和 5 5 年 1 1 月 2 3 日から施行する。  
この会則は平成 5 年 5 月 1 9 日から改正施行する。  
この会則は平成 9 年 4 月 1 日から改正施行する。  
この会則は平成 1 3 年 3 月 8 日から改正施行する。  
この会則は平成 2 1 年 5 月 8 日から改正施行する。  
この会則は平成 2 2 年 3 月 4 日から改正施行する。  
この会則は平成 2 4 年 3 月 1 日から改正施行する。  
この会則は平成 3 0 年 5 月 1 1 日から改正施行する。  
この会則は令和 4 年 5 月 1 9 日から改正施行する。

**【慶弔規定】**

第 1 条

本校児童及びこの会の会員に対する見舞いならびに慶弔は次の通りとする。なお、この規定によって受けた見舞いならびに慶弔に対しては、いっさい返礼をしないものとする。

- (1) 本校児童が傷病ならびに災害にあつて  
2 週間以上入院した場合・・・10,000 円
- (2) 本校児童及び会員が死亡の場合・・・・・・・・・・10,000 円
- (3) 教職員の転退職の場合本校在職 1 年につき 1,000 円として、10,000 円を限度とする。
- (4) その他会長が必要と認め、運営委員会に報告した場合。

第 2 条

感謝状の贈呈について次の通りとする。

- (1) 運営委員会委員を連続または断続 2 年以上の経験者(監事を含む)
- (2) 学校長

- 第 3 条 本規定は平成 2 4 年 3 月 1 日改正実施する。  
本規定は平成 3 0 年 5 月 1 1 日改正実施する。

### 【旅費規定】

#### 第 1 条

会員が会務のため出張する場合は旅費を支給する。旅費は下記の通り定める。

- (1) バス・鉄道を使用した場合は実費を支給する。
- (2) 自家用車を使用した場合、本校より 2km 以上 7km 未満圏内の時往復 500 円、7km 以上の時 800 円を燃料代として支給する。

第 2 条 本規定は平成 24 年 3 月 1 日改正実施する。

### 【青少年育成さいたま市民会議出向規定】

#### 第 1 条

この会に次の出向役員をおく。

- (1) 青少年育成さいたま市民会議尾間木地区会  
本部執行役員 若干名
- (2) 役員の選出は総会において承認を得る。
- (3) 役員の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。
- (4) 役員に欠員が生じた場合は補選し、その任期は前任者の残任期間とする。
- (5) 役員は出向先の会の運営に必要な業務に当たり、この会に報告をする。

第 2 条 本規定は平成 30 年 5 月 11 日改正実施する。